

高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です！

オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続ができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ マイナンバーカードがあれば、**審査期間を短縮**できます



申請は[こちら](#)から

申請手順

1 ログイン

入学時に学校から配布されたID・パスワードを入力します。

2 継続意向の登録

支給の継続を希望するか、保護者情報に変更があるかを選択します。

3 登録情報の確認

登録済みの生徒情報や保護者情報を確認します。
※2で「保護者変更あり」を選択した場合は、別の画面で登録手続を行います。

保護者等情報

保護者等情報 (本人用)		保護者等情報 (本人用)	
姓<漢字>	名<漢字>	姓<漢字>	名<漢字>
支那	太郎	支那	太郎
姓<フリガナ>	名<フリガナ>	姓<フリガナ>	名<フリガナ>
もんた	たろう	もんた	たろう
生年月日	電話番号	生年月日	電話番号
1972年04月01日	(03) 123-4567 8901	1972年04月01日	(03) 123-4567 8901
メールアドレス	生徒との連絡	メールアドレス	生徒との連絡
mon@domain.jp	父	mon@domain.jp	母

保護者情報に変更がある場合

保護者等情報

この保護者等について、電話番号や住所の情報を更新します。

この保護者等を削除します。

4 収入状況の登録

審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

5 提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

申請手順 (4.収入状況の登録)

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

I マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。
マイナンバー情報を提出する必要はありません。



II マイナンバーカードを持っていない場合

都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力します。
過去に提出済みの場合、再提出は不要です。



留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル
 - ・ よくあるFAQ
 - ・ オンライン申請の説明動画



文部科学省HP